

猪名川町住民提案型まちづくり事業実施要綱

令和4年3月31日

要綱第22号

(目的)

第1条 この要綱は、地域活動団体が有する先駆性、専門性、柔軟性等を活かし、猪名川町総合計画に掲げるまちの将来像を実現していくため、自主的に行う事業の提案を公募する猪名川町住民提案型まちづくり事業（以下「本事業」という。）を創設し、町への住民参画の促進を図り、地域づくりを行う多様な担い手の育成につなげ、より住み良いまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域活動団体」とは、猪名川町地域活動団体登録制度実施要綱（令和3年要綱第12号）第2条に規定する団体をいう。

(提案者の要件及び実施主体)

第3条 本事業に基づき事業の提案（以下「提案事業」という。）をすることができる者は、地域活動団体とし、実施主体も同様とする。

(対象となる提案事業)

第4条 対象となる提案事業は、第六次猪名川町総合計画に掲げるまちの将来像を実現していくために自主的に行う事業とし、テーマ（まちづくりの方向）及び施策は、別表1のとおりとする。

(企画書の提出)

第5条 対象となる提案事業を企画し、実施しようとする地域活動団体（以下「提案団体」という。）は、猪名川町住民提案型まちづくり事業企画書（様式第1号。以下「企画書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 猪名川町住民提案型まちづくり事業提案団体概要書（様式第2号）
- (2) 猪名川町住民提案型まちづくり事業提案団体会員名簿（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(審査会)

第6条 町長は、提出された企画書の採択について審査するため、住民提案型まちづくり事

業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、企画書及び次条に規定する公開プレゼンテーションの内容をもとに事業採択の適否について審査を行い、その結果を町長に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

（公開プレゼンテーション）

第7条 町長は、提案団体に審査会において公開プレゼンテーションを実施させるものとする。

- 2 企画書を提出した提案団体は、公開プレゼンテーションに出席し、提案事業の説明を行うとともに、審査会からの質問に回答するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長が認めた場合は公開プレゼンテーションを省略することができる。

（事業の採択）

第8条 町長は、審査会からの審査結果の報告を参考にした上で、企画書の採択について決定し、猪名川町住民提案型まちづくり事業企画書採択通知書（様式第4号）又は猪名川町住民提案型まちづくり事業企画書不採択通知書（様式第5号）により、提案団体に通知するものとする。

（補助金）

第9条 採択通知を受けた提案団体は、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱（令和4年要綱第23号。以下「補助金交付要綱」という。）に基づく補助金の交付申請手続きを行うものとする。

（事業期間）

第10条 第8条の規定による採択を受けた提案事業は、採択を受けた日の翌年3月31日までに完了するものとする。

（提案事業実施報告会）

第11条 町が本事業の成果等を検証するため提案事業実施報告会を開催する場合は、採択を受けた提案事業の提案団体はこれに参加し、提案事業の実績及び成果を報告するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

テーマ（まちづくりの方向）	施策
1 交流・活力をうみだすまちづくり	12 生涯学習・文化 21 シティプロモーション・観光 22 広報・広聴、情報化
2 誰もが挑戦・活躍できるまちづくり	2 地域コミュニティ 3 参画・協働
3 人を大切に育てるまちづくり	1 人権尊重・多文化共生 5 子ども・子育て支援 11 学校教育 13 青少年育成・スポーツ振興
4 健やかにくらせるまちづくり	4 地域福祉 6 高齢者支援 7 障がい者（児）支援 8 健康・医療
5 自然と共生し快適にくらせるまちづくり	14 自然・環境保全・環境衛生 15 都市整備 16 住環境 18 生活基盤 19 農林業 20 商工業・起業・就業
6 安全・安心を守るまちづくり	9 防災・消防 10 生活安全 17 交通
重点戦略 1 多様なコミュニティを育み、新たな協働を創りだす	2 地域コミュニティ 3 参画・協働 12 生涯学習・文化 21 シティプロモーション・観光 22 広報・広聴、情報化

<p>重点戦略2 「住みたいまち」「住みたいまち」をつくる</p>	<p>1 人権尊重・多文化共生 4 地域福祉 5 子ども・子育て支援 6 高齢者支援 7 障がい者（児）支援 8 健康・医療 11 学校教育 13 青少年育成・スポーツ振興 14 自然・環境保全・環境衛生 15 都市整備 16 住環境 18 生活基盤 19 農林業 20 商工業・起業・就業</p>
<p>重点戦略3 交通・災害に対する不安を解消し、暮らしやすいまちをつくる</p>	<p>9 防災・消防 10 生活安全 17 交通</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

住 所

団体名

代表者名

猪名川町住民提案型まちづくり事業企画書

猪名川町住民提案型まちづくり事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり企画書を提出します。

1 事業概要

テーマ（まちづくりの方向）	
施策	
事業の名称	
事業費	円
交付申請予定額	円
実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで ※申請年度内に完了すること
地域の課題	
事業目的	（この事業の目的をわかりやすく記入してください。）

事業内容	(誰を対象に、いつ、どこで、どのような内容・方法で実施しますか。)
今までの活動をどう活かせるか	

<p style="text-align: center;">事業効果</p>	<p>(この事業により、どのような効果・広がりが期待できますか。)</p>
<p style="text-align: center;">事業の特色 (アピールポイント)</p>	
<p style="text-align: center;">今後の展開</p>	<p>(今後どのように事業展開していこうとお考えですか。)</p>

※記入内容が多い場合、別紙（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

2 事業収支予算書

(1) 収入の内訳

(単位：円)

区 分	金 額	内 訳
町補助金		
自己資金		
合 計		

(2) 支出の内訳

(単位：円)

区 分	金 額	内 訳
合 計		

様式第2号（第5条関係）

猪名川町住民提案型まちづくり事業提案団体概要書

団体名		
代表者	氏名	
	住所（〒 - ）	
	TEL	FAX
団体の所在地	住所（〒 - ）	
	TEL	FAX
	Eメール	
連絡責任者 (代表者と異なる 場合に記入)	氏名	
	住所（〒 - ）	
	TEL	FAX
	Eメール	
設立年月日	年 月 日	
設立目的		

主な活動内容 (活動実績)	
主な活動地域	
会員数	人
会費	<input type="checkbox"/> 有 (年額・月額) _____ 円/人 <input type="checkbox"/> 無
会員になる条件	
他補助金等の状況	(1) 当該年度の他の助成制度への応募状況
	(2) 過去に助成を受けたことのある補助金等の状況
添 付 書 類	団体の規約、決算書、会報その他活動内容がわかる書類を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

猪名川町住民提案型まちづくり事業提案団体会員名簿

No.	役職名	氏名	住所
1			
2			
3			
4			
5			
7			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 会員とは、正会員（役員を含む。）をいう。

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

猪名川町長 印

猪名川町住民提案型まちづくり事業企画書採択通知書

年 月 日付で提出のあった猪名川町住民提案型まちづくり事業企画書について、
審査の結果、下記のとおり採択しましたので通知します。

つきましては、猪名川町住民提案型まちづくり事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助
金交付申請書及び関係書類を提出してください。

記

- 1 事業名
- 2 補助金採択金額
- 3 その他特記事項

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長 印

猪名川町住民提案型まちづくり事業企画書不採択通知書

年 月 日付で提出のあった猪名川町住民提案型まちづくり事業企画書について、
審査の結果、下記の理由により不採択となりましたので通知します。

記

不採択の理由